

あかしの水道

第25号
平成26年(2014年)
3月1日発行

ただいまー！ じゃぐちひねってごっくごく！！

平成25年度 水の日 最優秀標語
(明石市立二見小学校4年 松下紗和さんの作品)

2頁・3頁

特集

より一層、安全な水づくりのために

4頁

消費税率の引き上げに伴う
水道料金等の改定について



キッズページオープン



水道部では、平成26年3月1日より子供向けホームページであるキッズページを開設しました。親しみやすいイラストや判りやすい動画を使用して、明石の水道について、楽しみながら学べる内容となっています。水道部ホームページトップよりリンクしています。

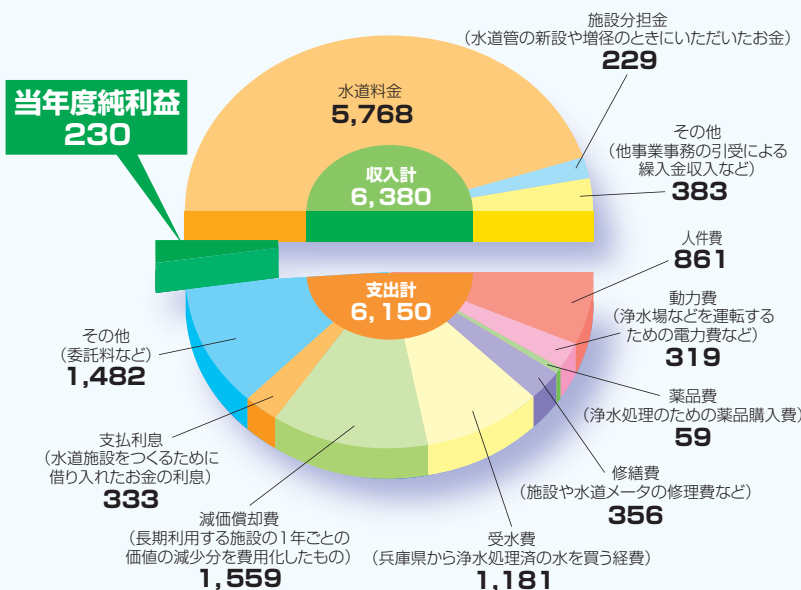
<http://www2.city.akashi.lg.jp/suidou/suidou/kids/index.html>

決算の概要

平成24年度

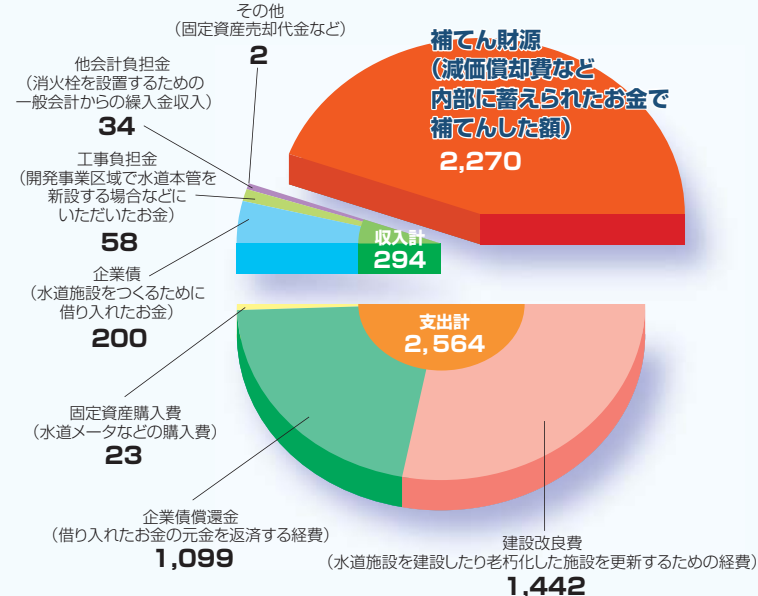
収益的収支 水道事業を運営するために要した経費と財源

※単位:百万円(税抜き)



資本的収支 水道の施設を作るために要した経費と財源

※単位:百万円(税込み)



編集・発行 / 明石市水道部
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL: (078)912-1111 (代表)
FAX: (078)911-4066
E-mail: meisuiso@city.akashi.lg.jp (総務課代表)

明石市水道部ホームページ「明石の水道」
<http://www2.city.akashi.lg.jp/suidou/suidou/top.htm>

明石の水道 検索

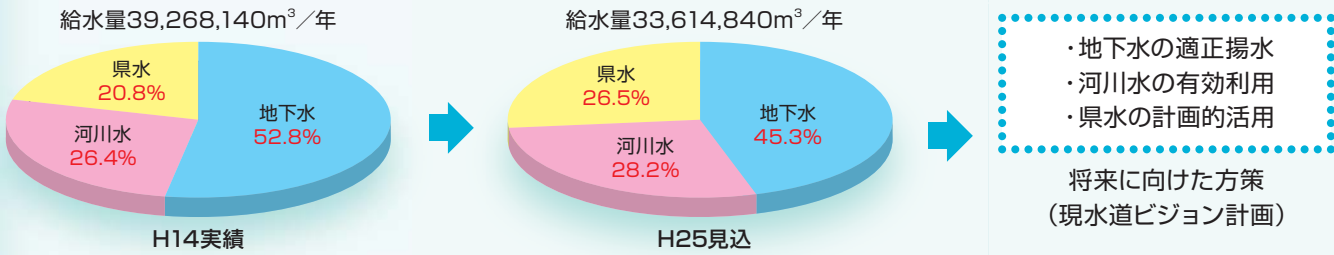
水道部ホームページには本紙バックナンバーも掲載しています。

特集 より一層、安全な水づくりのために

水道水源の割合と今後

明石市の水道水源は、地下水45.3%、河川水（明石川）28.2%、県水26.5%となっています（H25見込）。河川水は、明石川浄水場の水源の約6割、鳥羽浄水場の水源の約4割を占めています。

継続して安全な水道水を供給していく上で、安定した水源の確保は重要です。地下水については、塩水化が進行すると水源として利用できなくなるため、くみ上げを抑制しています。また、県水の割合を増やすと、水の購入にかかる費用が増え、水道料金の値上げにつながります。このようなことから、明石川の河川水は貴重な水源ではありますが水量や水質の不安定さがあり、将来にわたって安定的に確保できるように新たな水源を考えます。



- ・地下水の適正揚水
 - ・河川水の有効利用
 - ・県水の計画的活用
- 将来に向けた方策 (現水道ビジョン計画)



明石川取水口

水道施設配水区域

明石市では、3か所の浄水場で水をつくり、3か所の配水場と魚住浄水場からみなさんの家に水を送っています。



お問い合わせ 浄水課 ☎078-918-5068

隣接市町との緊急時連絡管整備

明石市では、地震や水源水質事故等の非常時における断水解消、消防活動用水の確保を目的とし、隣接水道事業者と緊急時連絡管の整備を行っています。

すでに、神戸市2か所、加古川市1か所の連絡管整備が整い、現在播磨町との連絡管整備が進行中です。

今後も更に複数の連絡管整備を予定しており、災害に強い水道を目指し事業を進めます。

場所	設置時期	応援水量の上限
① 神戸市西区大沢～明石市大久保町	平成17年3月31日	2,000m ³ /日
② 神戸市垂水区南多聞台～明石市松が丘	平成19年3月31日	1,000m ³ /日
③ 加古川市平岡町土山～明石市魚住町清水	平成25年10月31日	1,000m ³ /日
④ 播磨町北野添1丁目～明石市二見町西二見	現在整備中	—
⑤ 稲美町六分一～明石市魚住町清水	協議中	—
⑥ 神戸市西区伊川谷町～明石市荷山町(東部配水場)	協議中	—
合計		4,000m ³ /日



お問い合わせ 工務課 ☎078-918-5066

2 安心しておいしい水を飲んでいただくために

① 厳しい水質検査で品質を管理

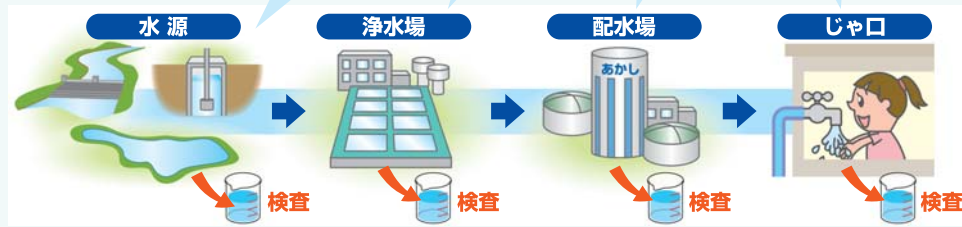
水道水の水質は、水道法に基づく水質基準に適合することが求められています。水道部では、常に水道水の水質を良好に保つように、水源からじゃ口に至るまで、きめ細やかな水質管理を行い、水道水の安全性を確保しています。

水源の検査

明石川、貯水池、深井戸で定期的に水質検査を行っています。ここで異常があれば、すぐに取水停止など適切な対応を取ることとしています。

浄水処理後の検査

浄水場出口、配水場出口、じゃ口（給水栓）と3重の水質検査を行っています。じゃ口の水質検査は配水系統ごとに、市内16か所で行っています。



明石川浄水場高度浄水処理施設

② 高度浄水処理で安全で安心な水を提供

明石川の水を水源とする明石川、鳥羽の両浄水場では、より安全で良質な水道水を届けるために、高度浄水処理施設を設けています。高度浄水処理は、従来の浄水処理（凝集沈殿・急速ろ過方式）に、オゾンや活性炭による処理を、加えたもので、河川水を原水とする場合に問題となるトリハロメタンの原因となる有機物を取り除くとともに、カビ臭などのおいしさを取り除き、より一層安全でおいしい水を作ることができます。

3 河川水(明石川)の水質調査及び安全性の確保について

この度、水道水源である明石川取水口の上流にある産業廃棄物最終処分場の拡張計画が持ち上がったことから、河川水の水質悪化が懸念されたため、その対応について産業廃棄物最終処分場の許可権者である神戸市と協議し、神戸市と明石市が共同で明石川等の調査を行ってまいりました。

この調査結果等を踏まえ神戸市環境局では、拡張予定事業者に対し、明石市への水道水への影響を考慮するよう指導・協議を行い、その結果、拡張予定事業者からは特別な排水処理施設を新たに設けることにより、水道水源としての明石川への影響をこれまでより大幅に低減させることの提案がありました。

なお、拡張予定事業者からの許可申請書については、追って提出される予定です。

明石市水道部は、この拡張事業者が提案している低減対策に基づき、明石川取水口の水質を予測したところ、現在より改善されることが判明し、当該拡張事業後においても水道水の安全性が確認できました。

明石市・神戸市共同で作成した「明石川におけるトリハロメタン生成能等に関する調査結果報告書」については、明石市水道部のホームページ <http://www2.city.akashi.lg.jp/suidou/suidou/top.htm> でご覧になれます。

「神戸市の取り組み」

神戸市では、明石川流域における下水道の整備や合併処理浄化槽の普及、事業者への排水規制等により、明石川の水質保全に取り組んでまいりました。

その結果、明石川の水質は昭和40年代に比べてかなり改善され、昭和48年に環境基準が適用されて以来、環境基準を達成しております。

今後とも明石市の水道水源である明石川の水質調査を継続するとともに、神戸市と明石市の共同調査の結果を踏まえ、水質保全に取り組んでまいります。



明石市・神戸市による河川の共同調査（明石川取水口）

4 明石市水道部の対応(さらなる安全をめざして)

① 新たな水道水源の確保

現在の水道水源は、河川水、地下水、泉水の3つですが、より安定した水道水の供給のために、新たな水道水源の確保に向けた検討を始めます。

② 処理運転の工夫

より安全な浄水処理運転を行うため、粉末活性炭を使うなど、新しい浄水処理運転のテストを行っています。



ビーカーテスト

③ 水質管理体制の充実

水源である明石川、貯水池、地下水について水質に異常がないか定期的な水質検査を行っています。

さらに、緊急時にはより早く、確実な水質検査が行えるように、クロスチェック（複数検査）の充実や近隣の事業者との連携など、水質管理体制の充実に向けて検討を行ってまいります。

④ 水道ビジョン・経営計画の見直し

明石の水道をより信頼性の高いシステムとして構築していくとともに、健全な財政基盤を確立して次代に継承していくために、水道事業のあるべき姿と今後の経営方針を示す水道ビジョン・経営計画を見直します。





消費税率の引き上げに伴う水道料金等の改定について

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%へ引き上げられることに伴い、新年度から水道料金および下水道使用料においても増税分をご負担いただくことになりました。

ご負担いただくのは、平成26年4月1日以降に使用した分からです。

ただし、平成26年4月1日より前から継続して使用していたものについては、経過措置が適用されます。

<旧税率と新税率の適用について>

①平成26年4月1日以降に使用を開始された方

次回の検針日がいつであっても、「**新税率**」が適用されます。



②平成26年4月1日より前から継続して使用している方（経過措置）

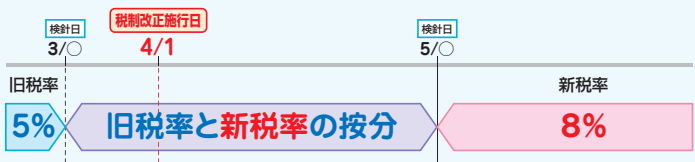
(1)偶数月検針の方

4月検針分は「旧税率」が適用され、その後は「**新税率**」が適用されます。



(2)奇数月検針の方

5月に検針した料金は、**旧税率と新税率の按分**となり、その後は「**新税率**」が適用されます。



※1 下水道使用料の場合は、以下のとおり読み替えます。
「旧税率」⇒「旧使用料」、「新税率」⇒「新使用料」

※2 下水道使用料は、消費税相当額を含めた「内税表示」の料金体系を見直し、平成26年4月1日から消費税相当額を含まない「外税表示」に変更しました。

お問い合わせ **水道部 営業課 業務係 ☎078-918-5043** **下水道部 下水道総務課 業務係 ☎078-918-5049**

水道料金・下水道使用料早見表 (1戸2か月)

【適用：平成26年4月1日～】(早見表の料金は、消費税相当額が含まれています。)

水道料金			下水道使用料		
一般用 (口径25mm以下)			一般用		
ご使用水量 (m ³)	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)	ご使用水量 (m ³)	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)
0~10	1,879	1,723	40	4,989	4,315
11	1,890	1,734	41	5,195	4,471
12	1,900	1,745	42	5,402	4,626
13	1,911	1,756	43	5,608	4,782
14	1,922	1,766	44	5,814	4,937
15	1,933	1,777	45	6,021	5,093
16	1,944	1,788	46	6,227	5,248
17	1,954	1,799	47	6,433	5,404
18	1,965	1,810	48	6,639	5,559
19	1,976	1,820	49	6,846	5,715
20	1,987	1,831	50	7,052	5,870
21	2,137	1,955	51	7,258	6,026
22	2,287	2,080	52	7,464	6,181
23	2,437	2,204	53	7,671	6,337
24	2,587	2,328	54	7,877	6,492
25	2,737	2,452	55	8,083	6,648
26	2,887	2,576	56	8,290	6,804
27	3,038	2,701	57	8,496	6,959
28	3,188	2,825	58	8,702	7,115
29	3,338	2,949	59	8,908	7,270
30	3,488	3,073	60	9,115	7,426
31	3,638	3,197	61	9,389	7,622
32	3,788	3,322	62	9,663	7,819
33	3,938	3,446	63	9,938	8,015
34	4,088	3,570	64	10,212	8,212
35	4,239	3,694	65	10,486	8,408
36	4,389	3,818	66	10,761	8,605
37	4,539	3,943	67	11,035	8,802
38	4,689	4,067	68	11,309	8,998
39	4,839	4,191	69	11,584	9,195
			70	11,858	9,391
			71	12,132	9,588
			72	12,407	9,784
			73	12,681	9,981
			74	12,955	10,177
			75	13,230	10,374
			76	13,504	10,571
			77	13,778	10,767
			78	14,052	10,964
			79	14,327	11,160
			80	14,601	11,357
			81	14,875	11,553
			82	15,150	11,750
			83	15,424	11,946
			84	15,698	12,143
			85	15,973	12,340
			86	16,247	12,536
			87	16,521	12,733
			88	16,796	12,929
			89	17,070	13,126
			90	17,344	13,322
			91	17,619	13,519
			92	17,893	13,716
			93	18,167	13,912
			94	18,442	14,109
			95	18,716	14,305
			96	18,990	14,502
			97	19,265	14,698
			98	19,539	14,895
			99	19,813	15,091
			100	20,088	15,288

上記の表は、基本料金と従量料金を含む。

詳しくは、水道部ホームページに掲載しています。

なお、新税率の料金については、「水道料金・下水道使用料早見表」をご覧ください。ご理解とご協力をお願いいたします。

水道料金等の減免制度

ひとり暮らし高齢者で、**下記の条件のいずれにも該当する方は、申請により減免を受けることができます。**

- 条件**
- 申請する年度の4月1日現在で満65歳に達している方
(平成26年3月31日までの申請は、昭和23年4月1日以前に生まれた方が対象です。
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日に生まれた方は、平成26年4月から対象となります。)
 - 市内に居住し住民登録をされている方
 - 前年の所得が一定額(老齢福祉年金の支給限度額159万5千円)未満の方
 - 生活保護もしくは中国残留邦人等の支援給付を受けていない方

減免額 水道料金・下水道使用料…基本料金の半額

減免する期間 減免が決定された日以降の検針分から資格喪失日まで
※申請時よりさかのぼって適用することはできません。

- 減免を受ける場合は、申請が必要となります。また、市内で引越しがされた場合は改めて申請が必要となりますのでご注意ください。
- 「申請者氏名・住所」と「水道使用者氏名・使用場所」が異なる場合は、減免が受けられません。
- 生活保護もしくは中国残留邦人等の支援給付を受けておられる方は、こちらの減免を受けることはできません。
- 減免申請書は水道部営業課(分庁舎2階)もしくは各市民センターで配布しています。

お問い合わせ **営業課 業務係 ☎078-918-5043**



明石市水道料金お客様センター

☎926-5507

(明石市水道部から委託を受けた第一環境株式会社が)業務を行っています。

- 水道の使用開始・中止
- 水道使用者の名義変更
- 口座振替の申込み、口座の変更
- 水道料金等のお支払いについて
- 検針水量(使用水量)について など

水道部へのご意見・ご質問などをお寄せください

営業課 ☎918-5067

- 水が出ないとき
- 水がにごっているとき
- ご家庭の水道工事について
- 貯水槽の維持管理について
- 指定給水装置工事事業者について など

工務課

- 水道本管の工事について ☎918-5257
- 道路から水がもれているとき ☎918-5066

浄水課 ☎918-5068

- 水道水の品質について
- 浄水処理の方法
- 浄水場・配水場・貯水池・取水場について など

総務課 ☎918-5064

- 予算・決算について
- 広報紙・ホームページについて
- その他のお問い合わせ・ご意見

e-mail: meisuiso@city.akashi.lg.jp